

岐阜県公報

第二千八百三十五号
平成二十九年三月三十一日

(金曜日)

目次

規則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の試算等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(秘書課)	一九〇
岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(保健医療課)	一九〇
岐阜県林業士認定審査会規則の一部を改正する規則	(森林整備課)	一九一
岐阜県地域森林管理士認定審査会規則	(同)	一九一
人事委員会規則	(人事委員会)	一九二
職員に関する規則の一部を改正する規則	(人事委員会)	一九二
告示		
ふ化業者の登録	(畜産課)	一九二
県道の路線認定	(道路維持課)	一九二
道路の区域決定	(同)	一九三
道路の区域変更	(同)	一九三
道路の供用開始	(同)	一九三
土砂災害警戒区域の指定解除	(砂防課)	一九四
土砂災害特別警戒区域の指定解除	(同)	一九五
土砂災害警戒区域の指定	(同)	一九五
土砂災害特別警戒区域の指定	(同)	一九五
建築基準法に基づく道路の指定	(建築指導課)	一九六

議会告示

岐阜県議会の議員の資産等の公開に関する規程

(議会総務課) 一九六

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数
 設立届が提出された政治団体の名称等の公表
 政治団体の異動事項等の公表
 解散届が提出された政治団体の名称等の公表
 資金管理団体でなくなった政治団体の名称等の公表

(選挙管理委員会) 一九六
 (同) 一九七
 (同) 一九八
 (同) 一九八
 (同) 一九八
 (同) 一九八

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件
 基本測量の終了
 公共測量の終了
 指定技能教育施設の廃止
 住宅供給公社公告
 公営住宅又は共同施設の管理

(商業・金融課) 二〇一
 (用地課) 二〇一
 (同) 二〇一
 (学校支援課) 二〇二
 (住宅課) 二〇二

規 則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十六号

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための岐阜県知事の資産等の公開に関する条例施行規則（平成七年岐阜県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中

株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得		

を

一般株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の利子・配当所得		
先物取引の事業・譲渡・雑所得		

に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第十七号

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成二十六年岐阜県規則第九十四号の五）の一部を次のように改正する。

別記第五号様式中

指定医の区分	1 難病指定医 (①、②又は③)		2
	①専門医	2	
	専門医の資格の名称		
	専門医の認定機関		
	有効期間	年 月	
	研修の名称	年 月	
	②知事が行う研修を修了した研修修了年月日	年 月	
	③経過的特例	特定疾患治療研究事業の診断書 (臨床調査	
	1 有 (主な疾病名)		

協力難病指定医 (②)

日 ～ 年 月 日

指定医の区分	1 難病指定医 (①又は②)	
	①専門医	2
	専門医の資格の名称	
	専門医の認定機関	
	有効期間	年 月
	研修の名称	
	②知事が行う研修を修了した研修修了年月日	年 月
	③経過的特例	特定疾患治療研究事業の診断書 (臨床調査
	1 有 (主な疾病名)	

日	研修を修了	研修修了年月日
個人票)の作成実績		
)	2 無	

は②) 2 協力難病指定医(②)

年	月	日	～	年	月	日
年	月	日				

に改める。

附則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別記様式五号様式の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われた申請について適用し、施行日前行われた申請については、なお従前の例による。

岐阜県林業士認定審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十八号

岐阜県林業士認定審査会規則の一部を改正する規則

岐阜県林業士認定審査会規則(平成二十五年岐阜県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条中「森林整備課」を「恵みの森づくり推進課」に改める。

附則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

岐阜県地域森林監理士認定審査会規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第十九号

岐阜県地域森林監理士認定審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例(平成二十五年岐阜県条例第一号)第二条の規定に基づき、岐阜県地域森林監理士認定審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審査会は、岐阜県地域森林監理士の認定に関する事項を審査する。

(組織)

第三条 審査会は、委員六人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第五条 審査会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決す

るところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

(庶務)

第七条 審査会の庶務は、林政部林政課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審査会の組織及び運営について必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

人事委員会規則

職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第十号

職員に関する規則の一部を改正する規則

職員に関する規則（昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号を次のように改める。

四 任用候補者名簿がなく、かつ、人事委員会が人事行政の運営上必要があると認める場合において、人事委員会を置く他の地方公共団体の地方公務員の職又は国家公務員の職に現に正式に任用されている者又はかつて正式に任用されていた者をもつて補充しようとする職で、その者が任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

第七条第九号中「定める」を「掲げる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第七十一号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定により、次の者を岐阜県ふ化業者登録簿に登録したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	登録年月日	名称及び住所	ふ化場の名称及び所在地
二十八ノ一	平成二十九年三月十二日	中村リンク株式会社 代表取締役 中村 昌 之 岐阜市長良宮口町二丁目一〇番地	中村リンク株式会社 各務原市蘇原東門町一丁目一三

岐阜県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第一項の規定により県道の路線を次のように認定したので、同法第九条の規定により告示する。

その関係図面は、岐阜県県土整備部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

371	整理番号	路線名		起	終	重要地な	起	終	重要地な	備考
川美濃加茂 川邊線	美濃加茂市	加茂郡川辺町		点	点					

岐阜県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
県道	川美濃加茂 川邊線	美濃加茂市御門町字赤池上三 四二番一地从先から	加茂郡川辺町石神字五反田六 〇二番三地从先まで	10.5 （四四・四）	七、五四・〇	

岐阜県告示第七十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	二百五十六号	中津川市上野字上中尾九 五九番二地从先から	同市同字下中尾八 七四番五地从先まで	別前 後	（二・五） （二・二）	（二・〇） （三・〇）	A及びBに係る図面及びA、B及びCに係る表示面をい

岐阜県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
		美濃加茂市山之上町字大 坪二五五一番一五地从先か ら	加茂郡川辺町石神字広橋 四九九番三地从先まで	前 A	（三・八） （三・七）	（二・〇） （〇・〇）	A、B及びCに係る図面及びA、B及びCに係る表示面をい

一般国道		号四百十八	
美濃加茂市山之上町字大坪二五五番一五地先から	同市同町字重峰三一九七番一五地先まで	A	六・四〇 一・四〇〇
美濃加茂市山之上町字大坪二五五番二地先から	同市同町字重峰三一九七番一五地先まで	後B	一四・五〇 四・〇〇
美濃加茂市山之上町字大坪三五七番二地先から	同市同町字重峰三一九七番一五地先まで	C	一〇・五〇 三六・〇〇
加茂郡川辺町石神字広橋四九九番三地先まで			三・五五〇〇
の区分は、Aをいづつ、Bをいづつ、Cをいづつ、Dをいづつ、Eをいづつ、Fをいづつ、Gをいづつ、Hをいづつ、Iをいづつ、Jをいづつ、Kをいづつ、Lをいづつ、Mをいづつ、Nをいづつ、Oをいづつ、Pをいづつ、Qをいづつ、Rをいづつ、Sをいづつ、Tをいづつ、Uをいづつ、Vをいづつ、Wをいづつ、Xをいづつ、Yをいづつ、Zをいづつ、AAをいづつ、ABをいづつ、ACをいづつ、ADをいづつ、AEをいづつ、AFをいづつ、AGをいづつ、AHをいづつ、AIをいづつ、AJをいづつ、AKをいづつ、ALをいづつ、AMをいづつ、ANをいづつ、AOをいづつ、APをいづつ、AQをいづつ、ARをいづつ、ASをいづつ、ATをいづつ、AUをいづつ、AVをいづつ、AWをいづつ、AXをいづつ、AYをいづつ、AZをいづつ、BAをいづつ、BBをいづつ、BCをいづつ、BDをいづつ、BEをいづつ、BFをいづつ、BGをいづつ、BHをいづつ、BIをいづつ、BJをいづつ、BKをいづつ、BLをいづつ、BMをいづつ、BNをいづつ、BOをいづつ、BPをいづつ、BQをいづつ、BRをいづつ、BSをいづつ、BTをいづつ、BUをいづつ、BVをいづつ、BWをいづつ、BXをいづつ、BYをいづつ、BZをいづつ、CAをいづつ、CBをいづつ、CCをいづつ、CDをいづつ、CEをいづつ、CFをいづつ、CGをいづつ、CHをいづつ、CIをいづつ、CJをいづつ、CKをいづつ、CLをいづつ、CMをいづつ、CNをいづつ、COをいづつ、CPをいづつ、CQをいづつ、CRをいづつ、CSをいづつ、CTをいづつ、CUをいづつ、CVをいづつ、CWをいづつ、CXをいづつ、CYをいづつ、CZをいづつ、DAをいづつ、DBをいづつ、DCをいづつ、DDをいづつ、DEをいづつ、DFをいづつ、DGをいづつ、DHをいづつ、DIをいづつ、DJをいづつ、DKをいづつ、DLをいづつ、DMをいづつ、DNをいづつ、DOをいづつ、DPをいづつ、DQをいづつ、DRをいづつ、DSをいづつ、DTをいづつ、DUをいづつ、DVをいづつ、DWをいづつ、DXをいづつ、DYをいづつ、DZをいづつ、EAをいづつ、EBをいづつ、ECをいづつ、EDをいづつ、EEをいづつ、EFをいづつ、EGをいづつ、EHをいづつ、EIをいづつ、EJをいづつ、EKをいづつ、ELをいづつ、EMをいづつ、ENをいづつ、EOをいづつ、EPをいづつ、EQをいづつ、ERをいづつ、ESをいづつ、ETをいづつ、EUをいづつ、EVをいづつ、EWをいづつ、EXをいづつ、EYをいづつ、EZをいづつ、FAをいづつ、FBをいづつ、FCをいづつ、FDをいづつ、FEをいづつ、FFをいづつ、FGをいづつ、FHをいづつ、FIをいづつ、FJをいづつ、FKをいづつ、FLをいづつ、FMをいづつ、FNをいづつ、FOをいづつ、FPをいづつ、FQをいづつ、FRをいづつ、FSをいづつ、FTをいづつ、FUをいづつ、FVをいづつ、FWをいづつ、FXをいづつ、FYをいづつ、FZをいづつ、GAをいづつ、GBをいづつ、GCをいづつ、GDをいづつ、GEをいづつ、GFをいづつ、GGをいづつ、GHをいづつ、GIをいづつ、GJをいづつ、GKをいづつ、GLをいづつ、GMをいづつ、GNをいづつ、GOをいづつ、GPをいづつ、GQをいづつ、GRをいづつ、GSをいづつ、GTをいづつ、GUをいづつ、GVをいづつ、GWをいづつ、GXをいづつ、GYをいづつ、GZをいづつ、HAをいづつ、HBをいづつ、HCをいづつ、HDをいづつ、HEをいづつ、HFをいづつ、HGをいづつ、HHをいづつ、HIをいづつ、HJをいづつ、HKをいづつ、HLをいづつ、HMをいづつ、HNをいづつ、HOをいづつ、HPをいづつ、HQをいづつ、HRをいづつ、HSをいづつ、HTをいづつ、HUをいづつ、HVをいづつ、HWをいづつ、HXをいづつ、HYをいづつ、HZをいづつ、IAをいづつ、IBをいづつ、ICをいづつ、IDをいづつ、IEをいづつ、IFをいづつ、IGをいづつ、IHをいづつ、IIをいづつ、IJをいづつ、IKをいづつ、ILをいづつ、IMをいづつ、INをいづつ、IOをいづつ、IPをいづつ、IQをいづつ、IRをいづつ、ISをいづつ、ITをいづつ、IUをいづつ、IVをいづつ、IWをいづつ、IXをいづつ、IYをいづつ、IZをいづつ、JAをいづつ、JBをいづつ、JCをいづつ、JDをいづつ、JEをいづつ、JFをいづつ、JGをいづつ、JHをいづつ、JIをいづつ、JJをいづつ、JKをいづつ、JLをいづつ、JMをいづつ、JNをいづつ、JOをいづつ、JPをいづつ、JQをいづつ、JRをいづつ、JSをいづつ、JTをいづつ、JUをいづつ、JVをいづつ、JWをいづつ、JXをいづつ、JYをいづつ、JZをいづつ、KAをいづつ、KBをいづつ、KCをいづつ、KDをいづつ、KEをいづつ、KFをいづつ、KGをいづつ、KHをいづつ、KIをいづつ、KJをいづつ、KKをいづつ、KLをいづつ、KMをいづつ、KNをいづつ、KOをいづつ、KPをいづつ、KQをいづつ、KRをいづつ、KSをいづつ、KTをいづつ、KUをいづつ、KVをいづつ、KWをいづつ、KXをいづつ、KYをいづつ、KZをいづつ、LAをいづつ、LBをいづつ、LCをいづつ、LDをいづつ、LEをいづつ、LFをいづつ、LGをいづつ、LHをいづつ、LIをいづつ、LJをいづつ、LKをいづつ、LLをいづつ、LMをいづつ、LNをいづつ、LOをいづつ、LPをいづつ、LQをいづつ、LRをいづつ、LSをいづつ、LTをいづつ、LUをいづつ、LVをいづつ、LWをいづつ、LXをいづつ、LYをいづつ、LZをいづつ、MAをいづつ、MBをいづつ、MCをいづつ、MDをいづつ、MEをいづつ、MFをいづつ、MGをいづつ、MHをいづつ、MIをいづつ、MJをいづつ、MKをいづつ、MLをいづつ、MMをいづつ、MNをいづつ、MOをいづつ、MPをいづつ、MQをいづつ、MRをいづつ、MSをいづつ、MTをいづつ、MUをいづつ、MVをいづつ、MWをいづつ、MXをいづつ、MYをいづつ、MZをいづつ、NAをいづつ、NBをいづつ、NCをいづつ、NDをいづつ、NEをいづつ、NFをいづつ、NGをいづつ、NHをいづつ、NIをいづつ、NJをいづつ、NKをいづつ、NLをいづつ、NMをいづつ、NNをいづつ、NOをいづつ、NPをいづつ、NQをいづつ、NRをいづつ、NSをいづつ、NTをいづつ、NUをいづつ、NVをいづつ、NWをいづつ、NXをいづつ、NYをいづつ、NZをいづつ、OAをいづつ、OBをいづつ、OCをいづつ、ODをいづつ、OEをいづつ、OFをいづつ、OGをいづつ、OHをいづつ、OIをいづつ、OJをいづつ、OKをいづつ、OLをいづつ、OMをいづつ、ONをいづつ、OOをいづつ、OPをいづつ、OQをいづつ、ORをいづつ、OSをいづつ、OTをいづつ、OUをいづつ、OVをいづつ、OWをいづつ、OXをいづつ、OYをいづつ、OZをいづつ、PAをいづつ、PBをいづつ、PCをいづつ、PDをいづつ、PEをいづつ、PFをいづつ、PGをいづつ、PHをいづつ、PIをいづつ、PJをいづつ、PKをいづつ、PLをいづつ、PMをいづつ、PNをいづつ、POをいづつ、PPをいづつ、PQをいづつ、PRをいづつ、PSをいづつ、PTをいづつ、PUをいづつ、PVをいづつ、PWをいづつ、PXをいづつ、PYをいづつ、PZをいづつ、QAをいづつ、QBをいづつ、QCをいづつ、QDをいづつ、QEをいづつ、QFをいづつ、QGをいづつ、QHをいづつ、QIをいづつ、QJをいづつ、QKをいづつ、QLをいづつ、QMをいづつ、QNをいづつ、QOをいづつ、QPをいづつ、QQをいづつ、QRをいづつ、QSをいづつ、QTをいづつ、QUをいづつ、QVをいづつ、QWをいづつ、QXをいづつ、QYをいづつ、QZをいづつ、RAをいづつ、RBをいづつ、RCをいづつ、RDをいづつ、REをいづつ、RFをいづつ、RGをいづつ、RHをいづつ、RIをいづつ、RJをいづつ、RKをいづつ、RLをいづつ、RMをいづつ、RNをいづつ、ROをいづつ、RPをいづつ、RQをいづつ、RRをいづつ、RSをいづつ、RTをいづつ、RUをいづつ、RVをいづつ、RWをいづつ、RXをいづつ、RYをいづつ、RZをいづつ、SAをいづつ、SBをいづつ、SCをいづつ、SDをいづつ、SEをいづつ、SFをいづつ、SGをいづつ、SHをいづつ、SIをいづつ、SJをいづつ、SKをいづつ、SLをいづつ、SMをいづつ、SNをいづつ、SOをいづつ、SPをいづつ、SQをいづつ、SRをいづつ、SSをいづつ、STをいづつ、SUをいづつ、SVをいづつ、SWをいづつ、SXをいづつ、SYをいづつ、SZをいづつ、TAをいづつ、TBをいづつ、TCをいづつ、TDをいづつ、TEをいづつ、TFをいづつ、TGをいづつ、THをいづつ、TIをいづつ、TJをいづつ、TKをいづつ、TLをいづつ、TMをいづつ、TNをいづつ、TOをいづつ、TPをいづつ、TQをいづつ、TRをいづつ、TSをいづつ、TTをいづつ、TUをいづつ、TVをいづつ、TWをいづつ、TXをいづつ、TYをいづつ、TZをいづつ、UAをいづつ、UBをいづつ、UCをいづつ、UDをいづつ、UEをいづつ、UFをいづつ、UGをいづつ、UHをいづつ、UIをいづつ、UJをいづつ、UKをいづつ、ULをいづつ、UMをいづつ、UNをいづつ、UOをいづつ、UPをいづつ、UQをいづつ、URをいづつ、USをいづつ、UTをいづつ、UUをいづつ、UVをいづつ、UWをいづつ、UXをいづつ、UYをいづつ、UZをいづつ、VAをいづつ、VBをいづつ、VCをいづつ、VDをいづつ、VEをいづつ、VFをいづつ、VGをいづつ、VHをいづつ、VIをいづつ、VJをいづつ、VKをいづつ、VLをいづつ、VMをいづつ、VNをいづつ、VOをいづつ、VPをいづつ、VQをいづつ、VRをいづつ、VSをいづつ、VTをいづつ、VUをいづつ、VVをいづつ、VWをいづつ、VXをいづつ、VYをいづつ、VZをいづつ、WAをいづつ、WBをいづつ、WCをいづつ、WDをいづつ、WEをいづつ、WFをいづつ、WGをいづつ、WHをいづつ、WIをいづつ、WJをいづつ、WKをいづつ、WLをいづつ、WMをいづつ、WNをいづつ、WOをいづつ、WPをいづつ、WQをいづつ、WRをいづつ、WSをいづつ、WTをいづつ、WUをいづつ、WVをいづつ、WWをいづつ、WXをいづつ、WYをいづつ、WZをいづつ、XAをいづつ、XBをいづつ、XCをいづつ、XDをいづつ、XEをいづつ、XFをいづつ、XGをいづつ、XHをいづつ、XIをいづつ、XJをいづつ、XKをいづつ、XLをいづつ、XMをいづつ、XNをいづつ、XOをいづつ、XPをいづつ、XQをいづつ、XRをいづつ、XSをいづつ、XTをいづつ、XUをいづつ、XVをいづつ、XWをいづつ、XXをいづつ、XYをいづつ、XZをいづつ、YAをいづつ、YBをいづつ、YCをいづつ、YDをいづつ、YEをいづつ、YFをいづつ、YGをいづつ、YHをいづつ、YIをいづつ、YJをいづつ、YKをいづつ、YLをいづつ、YMをいづつ、YNをいづつ、YOをいづつ、YPをいづつ、YQをいづつ、YRをいづつ、YSをいづつ、YTをいづつ、YUをいづつ、YVをいづつ、YWをいづつ、YXをいづつ、YYをいづつ、YZをいづつ、ZAをいづつ、ZBをいづつ、ZCをいづつ、ZDをいづつ、ZEをいづつ、ZFをいづつ、ZGをいづつ、ZHをいづつ、ZIをいづつ、ZJをいづつ、ZKをいづつ、ZLをいづつ、ZMをいづつ、ZNをいづつ、ZOをいづつ、ZPをいづつ、ZQをいづつ、ZRをいづつ、ZSをいづつ、ZTをいづつ、ZUをいづつ、ZVをいづつ、ZWをいづつ、ZXをいづつ、ZYをいづつ、ZZをいづつ			

岐阜県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	美濃加茂川辺線	美濃加茂市御門町字赤池上三二番一地从先から 加茂郡川辺町石神字五反田六〇二番三地从先まで	七五・一〇	平成二九・四・一	平成二九・三・三

岐阜県告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月三十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	可児山線	加茂郡七宗町上麻生字下モ切平二六五七番一地从先から 同郡同町同字古ナギ二七七三番一地从先まで	五〇・一	平成二九・三・三	平成二九・三・三

岐阜県告示第百七十八号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百七十号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

塩谷洞2	高山市山田町塩谷洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡本2	高山市上岡本町6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡本3	高山市山田町そよぎ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百七十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第百七十二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩谷洞2	高山市山田町塩谷洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡本2	高山市上岡本町6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡本3	高山市山田町そよぎ洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩谷洞2	高山市山田町塩谷洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡本2	高山市上岡本町6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
塩谷洞2	高山市山田町塩谷洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上岡本2	高山市上岡本町6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県高山土木事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号に規定する道路を、岐阜県飛騨建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

位 置	幅員延長	指定番号	指 定 日
高山市花里町五丁目三番一地从先から同市昭和町一丁目二番四〇地先まで	幅員（メートル） 二〇・〇	延長（メートル） 八	飛建築第一 六四号
			平成 二九・三・三十一

（道路の位置を示す図面は、岐阜県飛騨建築事務所において縦覧に供する。）

議 会 告 示

岐阜県議会告示第一号

岐阜県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成七年岐阜県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県議会議長 矢 島 成 剛

別記様式第三中

株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		

を

一 密葬以外の葬儀・葬送・葬式		
二 密葬以外の葬儀・葬送・葬式		
三 密葬以外の葬儀・葬送・葬式		

に改める。

附 則

この規程は、平成二十九年四月一日から施行する。

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

- 1 平成29年3月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数 1,696,513人
- 2 総数の50分の1の数 33,931人
- 3 総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を

超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数) 312,065人

4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐 阜 市	340,173	113,391
大 垣 市	148,012	49,338
高 山 市	76,262	25,421
多 治 見 市	94,455	31,485
関 市	74,030	24,677
中 津 川 市	66,644	22,215
美 濃 市	18,080	6,027
瑞 浪 市	31,999	10,667
羽 島 市	55,921	18,641
恵 那 市	43,338	14,446
美 濃 加 茂 市	42,252	14,084
土 岐 市	49,346	16,449
各 務 原 市	121,186	40,396
可 児 市	95,293	31,765

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)
国会議員関係政治団体以外の政治団体

山 県 市	23,481	7,827
瑞 穂 市	41,888	13,963
飛 騨 市	21,496	7,166
本 巣 市	43,167	14,389
郡 上 市	36,516	12,172
下 呂 市	28,790	9,597
海 津 市	30,254	10,085
羽 島 郡	38,664	12,888
養 老 郡	25,169	8,390
不 破 郡	29,057	9,686
安 八 郡	20,121	6,707
揖 斐 郡	57,942	19,314
加 茂 郡	42,977	14,326

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり訂正した。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
大垣の未来をつくる会	岡田正昭	岡田正昭	大垣市旭町1 5	平成29年2月6日
岡本ひろつぐ後援会	岩田龍典	岡本喜久美	加茂郡川辺町中川辺119 7	平成29年2月6日
さとうみつひろ後援会	佐藤光宏	佐藤恵美子	加茂郡川辺町中川辺75 1	平成29年2月21日
市民派市長をつくる会	三上美喜子	中村暁子	各務原市蘇原新栄町2 25	平成29年3月7日
高橋勇樹後援会	伊福和行	藤居匡亮	本巣市上保358	平成29年2月10日
田口とも子後援会	田口智子	田口信吾	美濃加茂市山手町3 48	平成29年1月17日
野口光好後援会	馬場園信一	越智操	各務原市鷺沼三ツ池町3 59	平成29年2月13日
はんざわ多美を育てる会	高木博史	高木博史	大垣市藤江町7 40	平成29年3月1日

異動事項等を次のとおり告示する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体の理田善頂の異動届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項		新	旧	異年月日
		名称	主たる事務所の所在地			
自由民主党朝日支部	木本新一	名称	自由民主党朝日支部	自由民主党朝日村支部		平成29年1月11日
		会計責任者	岩田耕治郎	新井信秀		平成29年1月11日
自由民主党岐阜県LPカヌ支部	澤田栄一	代表者	高山市朝日町青屋2593	高山市朝日町甲1467		平成28年5月25日
自由民主党不破郡支部	藤 境 守	会計責任者	角田寛	広瀬文典		平成28年12月1日
		代表者	藤原勉	渡辺信行		

岐阜県土地改良政治連盟	藤原 勉	主たる事務所の所在地	岐阜市岩地 3 8 17	揖斐郡池田町上田64	平成29年 3月1日
		会計責任者	安河内 登喜雄	鹿野 晃 弘	
岐阜県ビルメンテナンス政治連盟	関 谷 裕 久	主たる事務所の所在地	各務原市鷺沼東町7 66 1	岐阜市美島町4 9 3	平成29年 3月13日
		主たる事務所の所在地	岐阜市本荘中ノ町3 25 30 ¹	岐阜市弥生町8	平成29年 2月18日
幸福実現党多治見後援会	赤 谷 信 之	会計責任者	関 雅 史	濱 石 昭	平成28年 12月18日
		代表者	西 脇 正 己	森 美 郎	
成友会	西 脇 正 己	代表者	西 脇 正 己	山 村 隆	平成28年 12月20日
		会計責任者	西 脇 摩衣子		
全国LPガス政治連盟岐阜県支部	澤 田 栄 一	会計責任者	野 寺 正 明	丹 羽 成 一	平成28年 5月25日
		会計責任者	山 下 真 也	粥 川 正 司	平成28年 9月4日
電機連合岐阜地協政治活動委員会	西 尾 晃 司	代表者	清 水 善 澄	山 口 敬 次	平成29年 1月31日
		代表者	長屋こうせい後援会連合会	長屋こうせいを育てる会	平成29年 2月22日
富田和弘友の会	村 瀬 勝 吾	名称	長屋こうせい後援会連合会	長屋こうせいを育てる会	平成29年 2月22日
		代表者	大 田 貢 豊	森 崎 敏 克	平成29年 2月13日
成原茂後援会	大 田 貢 豊	代表者	大 田 貢 豊	荒 井 順 一	平成29年 2月13日
		会計責任者	成 原 豊		
日本共産党のあみ義一後援会	中 村 多 津 子	代表者	中 村 多 津 子	北 村 修 保	平成29年 1月31日
		代表者	伊 藤 篤 子	高 橋 秀 明	平成29年 3月1日
野田聖子後援会連合会木之本支部	伊 藤 篤 子	主たる事務所の所在地	岐阜市寺島町1 2	岐阜市木之本町3 2 3	平成29年 3月1日
		代表者	田 中 正 治	杉 山 周 三	平成29年 3月1日
野田聖子後援会連合会金華支部	田 中 正 治	主たる事務所の所在地	岐阜市矢島町1 62	岐阜市湊町26	平成29年 3月1日
		代表者	國 松 哲 哲	赤 松 弘 幸	平成29年 3月1日
野田聖子後援会連合会長森西支部	國 松 哲 哲	主たる事務所の所在地	岐阜市花沢町5 1	岐阜市北一色10 25 11	平成29年 3月1日
		代表者	渡 辺 順 子	小 林 美 智 子	平成29年 3月1日
野田聖子後援会連合会パワ会支部	興 村 公 子	会計責任者	渡 辺 順 子	小 林 美 智 子	平成29年 3月1日

伏屋たかおを育てる会	松原浩司	代表者	松原浩司	寺田郁爾	平成29年3月1日
古田豊後援会	古田雅彦	会計責任者	古田大地	小瀬木松雄	平成29年1月1日
美濃加茂市古田はじめ後援会	鈴木登	代表者	鈴木登	川合良樹	平成29年1月1日

岐阜県選挙管理委員会(岐阜県三十一号)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり指定

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

irpno.

平成二十九年三月三十一日

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政令の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
大橋かつよし後援会	大橋勝好	大橋勝好	羽島市小瀬町西小瀬1557 1	平成28年12月31日			
畑村眞吾後援会	畑村眞吾	熊谷美毅	恵那市上矢作町2928 2	平成29年2月28日			
林幹夫後援会	折戸孝行	林早登	揖斐郡揖斐川町北方432 5	平成29年3月3日			
広瀬すてお後援会	広瀬捨男	広瀬捨男	瑞穂市別府508	平成28年12月31日			
松岡正彦友の会	河村義明	西脇常雄	揖斐郡池田町畑699 3	平成28年3月31日			

岐阜県選挙管理委員会(岐阜県三十一号)

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第二号の規定により、資金管理団体でなくなった届の届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり指定する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大松利幸

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体がなくなった年月日
大橋勝好	大橋かつよし後援会	平成28年12月31日
広瀬捨男	広瀬すてお後援会	平成28年12月31日

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第四項により同法第六条第二項による届出とみなし次のとおり公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年四月四日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年四月四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月二十一日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社トミタヤ

三 建物の名称及び所在地

本巣ショッピングプラザ

本巣市曾井中島宮前一〇一八 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場 外一か所 二五一台

(変更後) 駐車場 七四台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 六か所

(変更後) 三か所

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

三 作業期間

平成二十八年五月九日から

平成二十九年三月三日まで

四 作業地域

美濃加茂市、下呂市及び加茂郡坂祝町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（水準測量）

三 作業期間

平成二十八年十月一日から
平成二十九年三月十日まで
作業地域
羽島市、海津市及び養老郡養老町

指定技能教育施設の廃止

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十五条第一項の技能教育のための施設として指定した次の施設について、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項の規定による廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

名称

所在地

アンファッションカレッジ

多治見市上野町一丁目九六番地

住宅供給公社公告

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公司において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第二項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県住宅供給公社

理事長 松 井 博

一 事業主体に代わつて公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称

岐阜県住宅供給公社

二 事業主体に代わつて管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

岐阜市営住宅管理条例施行規則（平成三年岐阜市規則第三十三号）別表第一（一）の市営住宅名の欄に掲げる市営住宅及びその共同施設

三 事業主体に代わつて行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

岐阜市営住宅管理条例（平成三年岐阜市条例第二十四号）第四十七条第二項各号に掲げる権限を行うこと。

四 事業主体に代わつて公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

岐阜県住宅供給公社公告第一号

本公司において、次のとおり公営住宅又は共同施設の管理を行うので、公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第四十七条第二項の規定により公告する。

平成二十九年三月三十一日

岐阜県住宅供給公社

理事長 松 井 博

一 事業主体に代わつて公営住宅又は共同施設の管理を行う者の名称

岐阜県住宅供給公社

二 事業主体に代わつて管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

大垣市営住宅条例（平成九年大垣市条例第二十二号）以下「条例」という。（別表市営住宅名の欄に掲げる市営住宅及びその共同施設

三 事業主体に代わつて行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

条例第六十五条に規定する管理

四 事業主体に代わつて公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成二十九年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

平成二十九年三月三十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ぶりとびあ十三 岐阜文芸社